

令和 6 年（第 2 回）
加古川市農業委員会 月次総会議案

と き 令和 6 年 2 月 2 8 日（水）午後 1 時 3 0 分

と ころ 新館 9 階 1 9 1 会議室

議案第 1 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可を求めること			
議案第 1 3 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 1 4 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第 1 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第 1 6 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 1 7 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 1 8 号	農業用施設用地届出にかかる受理のこと			
議案第 1 9 号	非農地証明願承認のこと			
議案第 2 0 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等にかかる報告のこと			
議案第 2 1 号	農用地利用集積計画の決定について			
議案第 2 2 号	農業経営改善計画の認定について意見を求めること			
月次総会次回以降の開催予定	3 月 2 2 日（金） 新館 9 階 1 9 1 会議室	現地調査 3 月 1 8 日（月） （午前・西地区） （午後・東地区）	4 月 2 4 日（水） 新館 1 0 階大会議室	現地調査 4 月 1 8 日（木） （午前・東地区） （午後・西地区）

令和6年 第2回 月次総会審議参考資料

令和6年2月28日

加古川市農業委員会

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第12号 第1号	議案第12号 第2号	議案第12号 第3号	議案第12号 第4号
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		0.5km	0.5km	0.0km	2.2km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	稲作	稲作	畑作	畑作
	農業従事者	本人、配偶者	本人、配偶者	本人、配偶者	本人
	農業用倉庫	有	有	有	無
	農機具	有	有	有	有
	営農全体計画	稲作:34,547.3㎡ 自家消費 畑作:255.77㎡ 自家消費	稲作:34,547.3㎡ 自家消費 畑作:255.77㎡ 自家消費	稲作:3,825㎡ 自家消費 畑作:126㎡ 自家消費	畑作:517㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第12号 第5号
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有
	現耕作地の農地性	有
	貸付地の農地性	-
2. 通作距離 法3-2①		0.2km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作
	農業従事者	本人、配偶者、 子、子の配偶者
	農業用倉庫	有
	農機具	有
	営農全体計画	稲作:9,089㎡ 販売 畑作:559㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)	
	構成員要件 (総議決権の1/2超)	
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)	
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定	
	地域との役割分担	
	役員の時常従事	
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4		

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 4 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第14号 第1番			
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (市街地から80m 農地集団規模 2.1ha)			
① 農地区分による許可基準 法4-6①②	ほかに代替地なし			
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③	造成済			
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③	該当なし			
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法4-6③・則47①	有 (事業計画により)			
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法4-6③・則47②	有 (都市計画法)			
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法4-6③・則47③	該当なし			
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法4-6③・則47④	適正 (事業計画により)			
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法4-6③・則47⑤	該当なし			
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④	無 (現地調査 報告参考)			
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法4-6⑤・則47の2、47の3	該当なし			
3 その他特記すべきこと	始末書添付			

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■ 5条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	案第15号 第1項	案第15号 第2項	案第15号 第3項	案第15号 第4項
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	農用地区域内農地 (農用地利用計画 指定用途(農業用 施設))	2種農地 (市街地から50m 農地集団規模 6.2ha)	農用地区域内農地 (農用地利用計画 指定用途(農業用 施設))	2種農地 (市街地から80m 農地集団規模 2.9ha)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	例外的許可、ほ かに代替地なし	ほかに代替地な し	例外的許可、ほ かに代替地なし	ほかに代替地な し
2 一般基準				
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (融資証明書 添付)	有 (融資証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし	有 (都市計画法)	有 (都市計画法)	有 (都市計画法)
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	支障なし	該当なし	支障なし	該当なし
3 その他特記すべきこと	経緯書添付	始末書添付	始末書添付	

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■農業用施設届出：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第18号 第1番	議案第18号 第2番			
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第13条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図 (200㎡未満)	有	有	/	/	/
2 土地の位置図	有	有			
3 農業振興地域農用地に含まれて いない証明又は農業用施設の 用に供される土地である証明	有	有			
4 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)			
5 土地の現況 (現地調査報告)	農業用倉庫	出荷場			

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主な要件	案第19号 第1番	案第19号 第2番	案第19号 第3番	案第19号 第4番	案第19号 第5番
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	有	有	有
2 土地の位置図	有	有	有	有	有
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (評価証明書)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (評価証明書)
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	有	有	有	有
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主な要件	議案第19号 第6番				
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類					
1. 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	/	/	/	/
2. 土地の位置図	有				
3. 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)				
4. 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有				
5. 写真その他関係書類	有 (写真・図面)				
6. 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり				

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権・使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、教人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項

同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	10番	11番	12番	13番	14番	15番	16番	17番	18番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	19番	20番	21番	22番	23番	24番	25番	26番	27番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行方耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・賃権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、教人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第3項

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	28番	29番	30番	31番	32番	33番	34番	35番	36番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	37番	38番	39番	40番	41番	42番	43番	44番	45番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行方耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	46番	47番	48番	49番	50番	51番	52番	53番	54番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

農業経営改善計画の認定について意見を求めること

申請者		
目標とする営農類型		稲作
経営改善の 方向の概要	経営面積等の拡大	○
	販売単価等の向上	○
	生産量等の向上	○
	コスト等の削減	—
	その他改善	—
年間農業所得 (主たる従事者1人当たり)	現状(R4)	
	5年後の目標	
年間労働時間 (主たる従事者1人当たり)	現状(R4)	1,450時間
	5年後の目標	1,800時間
平均反収 (kg/10a)	品目	水稻
	現状(R4)	555
	5年後の目標	630
現状と目標・措置	生産方式の合理化	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、減農薬、減化学肥料で水稻栽培をしている。今後、無農薬による有機栽培の技術を確立し、ブランド化を図る。 現在、3種類の品種を栽培している。これを5品種に増やし、収穫期の集中を分散する。
	経営管理の合理化	現在は、袋詰め等の作業は自身で行っているが、今後、色彩選別機を導入し、斑点米を除き品質の向上を図ることを検討する。
	農業従事の態様等の改善	農繁期には、家族の協力を得ている。今後は、知り合いの障がい者福祉施設と連携し農作業体験及び補助をしてもらう。
	その他の農業経営の改善	<ul style="list-style-type: none"> 現在、法面の草刈は自走式の草刈機を使用している。ラジコン草刈機を導入し、省力化を図る。 現耕作地は、地区内に点在している。地域計画の作成による集積、集約化を図る。
経営の構成 (法人役員等)	現状(R4)	4人
	5年後の目標	4人
常時雇	現状(R4)	0人
	5年後の目標	0人
臨時雇(実人数)	現状(R4)	0人
	5年後の目標	0人
その他特記事項		—

(審議参考資料)
 所有する農業用機械等

農業用機械等の名称	形式、性能、規模等、およびその台数
トラクター	クボタ SL35 (35馬力)
田植機	クボタ NW6S (6条植)
コンバイン	イセキ HFC325 (3条刈、25馬力)
乾燥機①	シズオカ SSE-EM30 (30石)
乾燥機②	シズオカ PCG25 (25石)
籾摺り機	シズオカ SMR405J
石拔機	タイガーカワシマ SG-1700UN
選別計量機	タイガーカワシマ XRV-E32A
水田溝切機	丸山 MKF-A435
中耕除草機 (水田用)	丸山 MKC31-5
除草機 (フレールモア)	ニプロ FNC1802F
ハロー (代播き用)	KOBASI TX345
堆肥散布機	デリカ DM-1510RN
自走式草刈機①	オーレック ウイングモア WM747PRO
自走式草刈機②	オーレック ウイングモア WM726TL
自走式草刈機③ (畦畔用)	オーレック スパイダーモア SP851A
草刈機 (背負い式)	共立 REF2630
草刈機 (背負い式)	ゼノア TK2600
玄米低温貯蔵庫①	シズオカ GB1600B
玄米低温貯蔵庫②	イセキ FS1400

農業経営改善計画の認定について意見を求めること

申請者		[REDACTED]				
目標とする営農類型		複合経営				
経営改善の方向の概要	経営面積等の拡大	○				
	販売単価等の向上	○				
	生産量等の向上	○				
	コスト等の削減	-				
	その他改善	-				
年間農業所得 (主たる従事者1人当たり)	現状(R4)	[REDACTED]				
	5年後の目標	[REDACTED]				
年間労働時間 (主たる従事者1人当たり)	現状(R4)	1,725時間				
	5年後の目標	1,945時間				
平均反収 (kg/10a)	品目	水稲	キャベツ	白ネギ	その他野菜	
	現状(R4)	480	5,000	1,500	-	
	5年後の目標	540	5,500	1,800	-	
現状と目標・措置	生産方式の合理化	<p>これまで施設いちごの栽培を行っていたが、いちごの栽培を辞め、その分他の栽培に集中することによって作業効率をあげる。</p> <p>・ひょうご食品認証制度を活用するなど、ブランド化を図ることを検討する。</p>				
	経営管理の合理化	<p>現在、生食用のキャベツから加工業者向けの生産に切り替えているが、加工業者からの需要はあるため、今後も面積を拡大し、売り上げを確保する。</p>				
	農業従事の態様等の改善	<p>令和4年途中から身体障がい者の方を雇用しており、継続して技術を身に付けてもらいながら農業作業を補助してもらい、作業効率をあげる。</p>				
	その他の農業経営の改善	<p>現状、農業経営の分析が上手くいっていないため、税理士や専門機関の指導を受けながら、労働生産性を上げる。</p>				
経営の構成 (法人役員等)	現状(R4)	2人				
	5年後の目標	2人				
常時雇	現状(R4)	0人				
	5年後の目標	0人				
臨時雇(実人数)	現状(R4)	1人				
	5年後の目標	1人				
その他特記事項	-					

(審議参考資料)
 所有する農業用機械等

農業用機械等の名称	形式、性能、規模等、およびその台数
倉庫	1棟 (120㎡)
パイプハウス	8棟 (計1,680㎡)
トラック	2台 (2t)
自走式草刈機	1台
マニュアルスプレッダー	1台
田植え機	1台
コンバイン	1台
乾燥機	1台
精米機	1台
米選機	1台
玄米低温貯蔵庫	2台
井戸	1式
いちご高設栽培設備 (ベンチ、液肥混入器等)	1式
管理機	1台
動力噴霧器	1台
野菜保冷庫	1式
テラー	5式
高圧洗浄機	1台
ブレードキャスター	1台
動力均平機クイックレベラー	1台
糶すり機	1台